## 旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

```
公正競争規約 公正取引委員会 認 定(昭和59年10月1日 公取指第723号)
                   変更認定(平成 4年 1月23日 公取指第 2号)
                   変更認定(平成 8年 8月19日 公取消第 20号)
                   変更認定(平成19年 8月 2日 公取消第 110号)
                   変更認定(平成21年 8月25日 公取消第 157号)
                   変更認定(平成29年 1月10日 公取取第1038号)
         消費者庁 変更認定(平成29年1月10日消表対第1807号)
同規約施行規則 公正取引委員会 承 認(昭和59年10月1日 公取指第725号)
                   変更承認(平成 4年 1月23日 公取指第 11号)
                   変更承認(平成 8年 8月19日 公取消第 21号)
                   変更承認(平成19年8月2日 公取消第111号)
                   変更承認(平成21年 8月25日 公取消第 195号)
                   変更承認(平成29年 1月 5日 公取取第1039号)
         消費者庁 変更承認(平成29年1月5日消表対第1809号)
同規約運用基準 公正取引委員会 届出受理(昭和59年11月19日)
                   変更届出(平成 4年 1月30日)
                   変更届出(平成 8年 9月27日)
                   変更届出(平成17年 4月11日)
                   変更届出(平成19年 3月23日)
                   変更届出(平成19年 8月 3日)
                   変更届出(平成21年 7月29日)
                  変更届出(平成28年12月22日)
         消費者庁 変更届出(平成28年12月22日)
```

## 旅行業公正取引協議会

規約	施行規則	運用基準
(目 的)		
第1条 この公正競争規約(以下「規約」と		
いう。)は、不当景品類及び不当表示防止法		
(昭和37年法律第134号) 第31条第1項の		
規定に基づき、旅行業等における不当な景		
品類の提供の制限を定めることにより、不		
当な顧客の誘引を防止し、一般消費者によ		
る自主的かつ合理的な選択及び事業者間の		
公正な競争を確保することを目的とする。		
(		
(用語の定義)		
第2条 この規約において使用する用語の定		
義は、次の各号に定めるとおりとする。 		
(1) 「旅行業等」とは、旅行業法(昭和27		
年法律第239号)第2条第1項に規定す		
る旅行業及び同法第2条第2項に規定す		
る旅行業者代理業者をいう。		
(2) 「事業者」とは、旅行業法第3条に規定す		
<u>る</u> 登録を受けて旅行業等を営む者をいう。		
(3) 「景品類」とは、顧客を誘引するための		1 景品類の定義について (規約第2条第3項)
手段として、方法のいかんを問わず、事		(1) 「顧客を誘引するための手段として」について
業者が、自己の供給する旅行業務に関す		① 「顧客」とは、特定の事業者と、継続的あるいは反復的に取引の関係を結ぶ者に限ら
る取引(以下「旅行の取引」という。)に		ず、取引の相手方となる可能性のある者も含み、それが事業者であるか、消費者であ
<u>附随して</u> 相手方に提供する物品、金銭そ		るかを問わない。
の他の経済上の利益であって、次に掲げ		② 「誘引するための手段」とは、実際に旅行の取引がなされるかどうかに関係なく客観
るものをいう。ただし、正常な商慣習に		的に誘引行為と認められるものがあれば、この要件に該当する。また、新たな顧客の
照らして値引き又はアフターサービスと		誘引に限らず、取引の継続又は取引量の増大を誘引するための手段も含まれる。
認められる経済上の利益及び正常な商慣		(2) 「方法のいかんを問わず」について
習に照らして当該旅行の取引に附属する		① 自己の名前で景品類を提供する、いわゆる直接的提供のみならず、第三者の名義を
と認められる経済上の利益は、含まない。		使用して提供する、間接的提供も含まれる。
<u>ア</u> 物品及び土地、建物その他の工作物		② 懸賞により提供する場合のほか、懸賞によらないで提供する場合も含まれる。
<u>イ</u> 金銭、金券、預金証書、 <u>当せん金附</u>		(3) 「自己の供給する旅行の取引」について事業者が相手方と直接、旅行の取引をする場合
<u>証票</u> 及び公社債、株券、商品券その他		のみならず、他事業者に委託してその相手方と取引をする場合も含まれる。
の有価証券		(4) 「取引に附随して」について
<u>ウ</u> きよう応 (映画、演劇、スポーツ、旅行		① 取引の本来の内容をなすと認められる経済上の利益の提供は「取引に <u>附随</u> 」する提

規約	施行規則	運用基準
第2条(3) ウ		1 (4) ①
その他催物への招待又は優待を含む。) 工 便益、労務その他の役務	(値引きと認められる経済上の利益) 第1条 旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第3項ただし書きに規定する「値引きと認められる経済上の利益」とは、事業者が相手方に対し、旅行代金の額を減額し、又は割り戻すこと等をいう。	供に当たらない。 ② 旅行と他の商品とが組み合わされたことにより、別の特徴を持つ一個の商品となっているため、取引の相手方がその一方を無料で提供されたと認識しない場合(例:新婚旅行と現地挙式との組合せ)は「取引に附随」する提供に当たらない。 ③ 懸賞により提供する場合及び取引の相手方に景品類であると認識されるような方法で提供する場合は、すべて「取引に附随」する提供に当たる。 ④ 取引を条件としない場合であっても、次の場合は「取引に附随」する提供に当たる。ア 旅行の取引をすることによって、あるいは、自己の店舗に来店することによって、解答が判明し、又は解答が容易になるクイズを広告において出題し、解答者に対し提供する場合。 イ 自己の店舗への入店者、あるいは旅行発表会、説明会への入場者に対し提供する場合。 (5)「物品・金銭その他の経済上の利益」について ① 事業者が、そのために特段の出費を要しない物品又は市販されていない物品等であっても、提供を受ける者の側から見て、通常、経済的対価を支払って取得すると認められるものは、「経済上の利益」に含まれる。 ② 旅行の取引に附随して、他の商品・サービスを通常の価格よりも安く購入できる利益も「経済上の利益」に含まれる。 ③ 割引券その他割引を約する証票の提供は、「経済上の利益」に当たる。
	2 前項に規定する値引きと認められる経済 上の利益に該当するものを例示すると、次 のとおりである。	
	(1) 旅行代金の額等を減額すること。 (2) 旅行の割賦販売をする場合において、 無利息とすること。	<ul><li>(1) 旅行代金の額の減額は景品に当たらない。</li><li>(2) 旅行の割賦販売に当たり、利息を無利息とする場合は景品類には当たらない。</li></ul>
	(3) 旅行業務取扱料金の額を減額すること。	(3) 旅行業務取扱料金(手配料金・添乗サービス料金・渡航手続代行料金・相談料金等) 又は手配に係る通信費を無料又は値引する場合は、景品類に当たらない。

規約	施行規則	運用基準
第2条(3)工	第1条2(3)	2 (3)
	3 前項の規定にかかわらず、次のような場合は、値引きと認められる経済上の利益に 当たらない。	3 「値引き」と認められない経済上の利益について (施行規則第1条第3項)
	(1) 旅行代金の額を減額又は割り戻す場合 であっても、その金銭の使途を制限する 場合	(1) 旅行代金の額の減額、割り戻しを行うに当たり、その金銭又は相手方に交付する減額、 割り戻しを約する証票等の使途を制限する場合は、「値引き」とは認められない。
	(2) 旅行代金の額の減額等と景品類の提供 とを相手方に選択させる場合	(2) 一つの企画の中で、減額(割り戻し、値引き)か景品類の提供か、そのいずれかを相手方に選択させる場合、減額される金銭は、「値引き」とは認められない。
	(旅行の取引に <u>附属する</u> と認められる経済上の利益)	
	第2条 規約第2条第3項ただし書きに規定 する「旅行の取引に <u>附属する</u> と認められる	
	経済上の利益」とは、旅行を安全又は円滑に実施するために必要なものをいう。  2 前項に規定する旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益に該当するものを例示すると、次のとおりである。 (1) 荷札、旅券用のカバー、簡便な地図及び案内書、当該旅行参加者を識別するためのワッペン、リボン、帽子等であって、妥当な範囲内のもの	4 「旅行を安全又は円滑に実施するために必要なもの」について(施行規則第2条) (1) 旅行を安全又は円滑に実施するために必要なものを例示すると、次のとおりである。 ① 「手荷物無料宅配付」等であって、その範囲(価格・数量・内容等)が、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。 ② 旅行の取引の本来の内容(例えば「食事○食付」、「添乗員付」、「観光付」、「宿泊付」等)であるものを除き、○○付として提供されるものであって、○○が旅行代金に含まれている旨が明瞭に表示されているものは景品類に当たらない。この場合の明瞭とは、「○○付」表示の直近の箇所に、「○○付」表示と同程度の大きさの文字で表示されていることをいう。しかしながら、その範囲(価格・数量・内容等)は、正常な商慣習
	(2) 旅行参加者の安全を期するために必要な旅行の下見、意見交換会、反省会等についての費用の負担であって、妥当な範囲内のもの (3) 正常な商慣習に照らして旅行の取引の内容に含まれていないものであって、〇〇付として提供される妥当な範囲内のもの	に照らして適当と認められるものであること。  (2) 旅行を安全又は円滑に実施するために必要なものであっても、「プレゼント」、「差し上げます」、「お土産」、「景品」、「特典」等の表現を使用すると景品類とみなされる。また、「付」を使用しても「○○プレゼント付」、「○○サービス付」等は、景品類とみなされる。
	(景品類の提供とみなす場合) 第3条 第1条第1項及び前条第1項に規定 する経済上の利益であっても、次の方法に より提供する場合は、景品類の提供とみな	5 景品類の提供とみなす場合について(施行規則第3条)

規約	施行規則	運用基準
第2条(3)工	第3条	5
	すものとする。 (1) 提供の相手方を懸賞の方法により特定する場合  (2) プレゼント、サービス、特典、土産等相手方に景品類の提供であると認識される表現又は方法で提供する場合  (3) 旅行参加者に対して、モニター報酬等の名目により経済上の利益を提供する場	<ul> <li>(1)「値引き」あるいは「旅行の取引に付属する経済上の利益」は景品類とはみなされないが、これらの利益を提供する場合でも、抽選など懸賞の方法によって、利益を受けることができる者を特定するときは、景品類の提供に当たる。</li> <li>(2) 旅行の広告等において、「○○プレゼント」、「○○プレゼント付」、「○○サービス」、「○○サービス付」、「○○特典付」、「○○土産」、「○○土産付」、「無料」、「フリー」、「進呈」といった景品類の提供と認識される表現、あるいは方法で、物品、あるいは役務サービスを提供する場合は、たとえそれらが旅行代金に含まれると表示した場合であっても、すべて景品類の提供に当たる。ただし、ある商品の購入者に対して同一商品を付加する増量割引等の場合は、「無料」、「フリー」、「進呈」、「サービス」等の表示をしても景品類の提供とはみなさない。</li> <li>(3) 「モニター報酬」について</li> <li>① 「モニター報酬」について、評価・</li> </ul>
	合 (モニターに対して支払う、その仕事に 相応する報酬と認められるものを除く。)	<ul> <li>感想をまとめ報告するもので、その仕事の内容が明示されているものをいう。</li> <li>② 「モニターに対して支払う、その仕事に相応する報酬」とは、ア. 旅行代金と判然と区別されたものイ. 支払いが旅行終了後になされるものウ. モニターの報告は、原稿用紙(400字詰)又はアンケートによるものとし、1枚につき2,000円相当以内のものをいう。</li> <li>③ 前①、②の条件に当たらないものは「名目だけのモニター」になる。</li> </ul>
(一般消費者に対する景品類の提供の制限) 第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に 掲げる範囲を超えて当該景品類を提供して はならない。 (1) 懸賞により提供する場合は、「懸賞に よる景品類の提供に関する事項の制限」 (昭和52年公正取引委員会告示第3号) の範囲内の景品類	(懸賞の定義) 第4条 規約第3条第1号に規定する「懸賞」 とは、次に掲げる方法によって景品類の提 供の相手方又は提供する景品類の価額を定	6 懸賞の定義について(施行規則第4条) (1) 来店又は申込みの先着順によって景品類を提供することは、「懸賞」には該当しない。
	めることをいう。 (1) くじその他偶然性を利用して定める 方法	(2) 「くじ、その他偶然性を利用して定める方法」とは、次のような方法をいう。 ① 抽選券、抽選器を用いる方法 ② レシート等を抽選券として用いる方法 ③ 宝さがし、じゃんけん等による方法

	施行規則	運用基準
第3条(1)	第4条(1)	6 (2) ③
第3条(1)	第4条(1) (2) 特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法	(3) 「特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法」とは、次のような方法をいう。 ① その年の十大ニュースやプロ野球の優勝チームなど、応募の際一般に明らかでない事項について予想を募集し、その回答の優劣又は正誤によって定める方法② キャッチフレーズ・商品の愛称・写真等を募集し、その優劣によって定める方法③ パズル・クイズ等の解答を募集し、その正誤によって定める方法④ ゴルフコンペ・ゲートボール・〇〇コンテストのような競技・演技又は遊戯等の優劣によって定める方法。ただし、セールスコンテスト等、相手方事業者の取引高、その他取引の状況に関する優劣によって定める方法は含まない。 (4) 二以上の種類の文字・絵・符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の特定の組合わせを提示させる「カード合わせ」については、禁止されている。  7 懸賞により提供する景品類の制限について(規約第3条第1号) (1) 懸賞により提供する景品類の制限について(規約第3条第1号) (1) 懸賞により提供することができる景品類の最高額は、次のとおりである。① 取引価額が5千円以上の場合 10万円 (2) 懸賞により提供することができる景品類の総額は、当該懸賞に係る取引予定総額の100分の2を超えてはならない。 (3) 「取引価額」とは① 事業者が景品付販売を行う対象の旅行の旅行代金の額をいう。② 対象の旅行が複数存在する場合は、そのうち最も安い旅行の旅行代金の額をいう。③ 前②に拘らず、来店者を対象とする等、景品付販売の対象の旅行の旅行代金の額を特定することが困難な場合の「取引価額」は、当該店舗において通常販売されている旅行のうち最も安い旅行の旅行代金の額をいう。 (4) 「取引予定総額」とは、懸賞によって販売しようとする旅行の総販売予定額をいう。  8 共同懸賞について(規約第3条第1号) (1) 前記7 (1) 及び (2) に拘らず、次に掲げる場合において、懸賞により景品類を提供するときは、景品類の最高額は30万円を超えない額、景品類の総額は当該懸賞に係る取引予定総額の100分の3を超えない額とすることができる。① 一定の地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合② 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合② 一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合② で
Į i		

規 約	施行規則	運用基準
第3条(1)	第4条(2)	8 (1) ②
		<ul> <li>③ 一定の地域において、旅行業等の事業を行う者の相当多数が共同して行う場合</li> <li>(2) 「一定の地域」とは、小売業者又はサービス業者の店舗又は営業施設の所在する市町村(東京都にあっては、特別区又は市町村)の区域をいう。</li> <li>(3) 「商店街」とは、小売業者又はサービス業者が30店以上近接しているものをいう。</li> <li>(4) 「相当多数」とは、共同懸賞の参加者がその地域における「小売業者又はサービス業者」又は「旅行業者等の事業を行う者」の過半数であり、かつ、通常共同懸賞に参加する者の大部分である場合をいう。</li> </ul>
(2) 懸賞によらないで提供する場合は、 「一般消費者に対する景品類の提供に関 する事項の制限」(昭和52年公正取引委 員会告示第5号)の範囲内の景品類		9 懸賞によらないで提供する景品類の制限について(規約第3条第2号) (1) 懸賞によらないで提供することができる景品類の最高額は、取引価額の10分の2とする。 (2) 「懸賞によらないで提供する」とは、旅行の申込者・参加者にもれなく提供することの他、来店・先着順を基準に提供する方法をいう。 (3) 「取引価額」は、前記7(3)による。 (4) 旅行の取引に <u>附随して</u> 他の旅行の取引において用いられる旅行券(特定の旅行との引換券を除く)、割引券その他割引を約する証票であって、正常な商慣習に照らして適当と認められるものは、(1) の規定を適用しない。
	(景品類の価額の算定等) 第5条 規約における景品類の価額の算定 は、景品類の提供に係る取引の相手方が、 当該商品、サービスを通常購入する場合の 価格により行う。 2 事業者が一の旅行について二以上の景品 類を提供する場合は、それが別々の企画に よるときであっても、提供する景品類の額 は合算するものとする。 3 事業者が、相手方事業者を代理して旅行 契約を締結する場合は、相手方事業者が当 該旅行契約で提供する景品類については、 当該事業者の提供する景品類に合算するも のとする。	<ul> <li>10 景品類の価額の算定等について(施行規則第5条)</li> <li>① 景品類と同じものが市販されている場合は、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による。</li> <li>② 景品類と同じものが市販されていない場合は、景品類を提供するものがそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。</li> </ul>
	4 事業者が、運送機関、宿泊施設、観光協会等(以下「他者」という。)と共同して当該旅行の参加者に提供する景品額については、当該事業者の提供する景品類に当たる	③ 「共同して提供する」とは、事業者自身が景品類の価額の負担の有無に拘らず、他者 と共同して景品類を提供することをいう。 また、他者が独自に提供する景品類については、事業者が提供する景品類には合算 しないが、他者の景品類の提供の利益の享受が自己と取引した者に限られる場合、あ

規約	施行規則	運用基準
第3条(2)	第5条 4	10 ③
	ものとする。 5 前項の規定にかかわらず、他者が事業者と共同しないで当該旅行の参加者に提供する景品類については、次の各号に該当しない限り、当該事業者の提供する景品類に当たらないものとする。 (1) 他者による景品類の提供の相手方が当該事業者と取引した者に限られる場合 (2) 当該事業者が提供していると認識される表現又は方法を用いる場合	<ul> <li>るいは、自己が提供していると認識される様な表現・方法によって提供される場合は合算する。</li> <li>④ 一の取引において、「懸賞により提供する場合」と「懸賞によらないで提供する場合」との景品類の価額は合算しないが、同一の提供方法で重複して提供する場合、景品類の価額は合算する。</li> <li>⑤ 旅行の発表会等への来場者又は営業所への来店者に対し、取引を条件としないで景品類を提供し、さらに取引を条件として景品類を提供する場合の景品類の価額は、それぞれの制限額の範囲内とする。</li> <li>ただし、単一の旅行商品の発表会等であって、来場者のほぼ全員が当該商品の申込みを行うことが予想される場合の景品類の価額は、取引を条件として提供する景品類の制限額の範囲内とする。</li> </ul>
(相手方事業者に対する景品類の提供の制限) 第4条 事業者は、相手方事業者に対し、懸 賞により景品類を提供する場合は、「懸賞に よる景品類の提供に関する事項の制限」(昭 和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲	(旅行の発表会等における景品類の提供の制限) 第6条 規約第3条の規定は、旅行の発表会、説明会等に際し、会場への来訪者に対して旅行契約を条件としないで提供する景品類について適用する。ただし、この場合における取引価額は、当該会場において発表又は説明を行っている旅行のうち、最も安い旅行の旅行代金の額とする。	11 旅行の発表会等における景品類の提供の制限について(施行規則第6条) (1) 旅行の発表会等における取引価額について ① 単一の旅行を対象とする発表会・説明会においては、当該旅行の旅行代金の額 ② 「ヨーロッパ旅行のタベ」、「ハネムーンフェア」等複数の旅行を対象とする発表会・説明会においては、発表・説明する旅行又はパンフレット記載の旅行のうち、最も安い旅行の旅行代金の額 (2) 「教養セミナー」、「文化講座」等の文化的行事を目的とするものであって、その会場において旅行を発表しない場合、あるいは旅行のパンフレット等を配布しない場合には、来場者に対して提供する物品等は、景品類に該当しない。

規約	施行規則	運用基準
第4条	第6条	11 (2)
を超えて景品類を提供してはならない。		
(公正取引協議会)		
第5条 この規約の目的を達成するため、旅		
行業公正取引協議会 (以下 「協議会」 とい		
う。)を設置する。		
2 協議会は、この規約に参加する事業者及		
び事業者の団体をもつて構成する。		
3 協議会は次の業務を行う。		
(1) この規約の周知徹底に関すること。		
(2) この規約についての相談、指導及び苦		
情処理に関すること。		
(3) この規約の規定に違反する疑いがある		
事実の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する事業者に対		
する措置に関すること。		
(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公		
正取引に関する法令の普及並びに違反の		
防止に関すること。		
(6) 関係官公庁との連絡に関すること。		
(7) その他この規約の施行に関すること。		
(違反に対する調査)		
第6条 協議会は、第3条又は第4条の規定		
に違反する事実があると思料するときは、		
その事実について必要な調査をすることが できる。		
2 協議会は、前項の調査をするため、関係		
者又は参考人から資料の提出、報告又は意		
見を求めることができる。		
3 事業者は、前項の規定による協議会の調		
査に協力しなければならない。		
4 協議会は、第1項又は第2項の調査に協		
力しない事業者に対し、当該調査に協力す		
べき旨を文書をもつて警告し、これに従わ		

規約	施行規則	運用基準
第6条 4	第6条	11 (2)
ない場合は、5万円以下の違約金を課すこ		
とができる。		
(違反に対する措置)		
第7条 協議会は、第3条又は第4条の規定		
に違反する行為があると認められるとき		
は、当該違反行為を行つた事業者に対し、		
当該行為を直ちに停止すべき旨、当該行為		
と同種又は類似の行為を再び行つてはなら		
ない旨、その他必要な措置を文書もつて警		
告することができる。		
2 協議会は、前項の規定による警告を受け		
た事業者が、これに従っていないと認め		
られたときは、当該事業者に対し、50万円 以下の違約金を課し、若しくは除名処分に		
し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ず		
るよう求めることができる。		
3 協議会は、前条第4項又は前二項の規定		
により警告し、又は違約金を課し、若しく		
は除名処分をしたときは、その旨を遅滞な		
く文書をもつて消費者庁長官に報告するも		
のとする。		
(違反に対する決定)		
第8条 協議会は、第6条第4項又は前条第		
2項の規定による措置(警告を除く。)を採		
ろうとする場合には、採るべき措置の案		
(以下「決定案」という。)を作成し、これを		
当該事業者に送付するものとする。		
2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた		
日から7日以内に協議会に対して、文書に		
よる異議の申立てをすることができる。		
3 協議会は、前項の異議の申立てがあつた		
場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機合を与えておよる姿料に基づいて思		
の機会を与え、これらの資料に基づいて更		

規 約	施行規則	運用基準
第8条 3	第6条	11 (2)
に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の事項を実施するものとする。		
(規則の制定) 第9条 協議会は、この規約の実施に関する 事項について、規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め又は変更しようとする ときは、事前に公正取引委員会及び消費者 庁長官の承認を受けるものとする。	(細則等の制定) 第7条 協議会は、規約及びこの施行規則を 実施するため、細則又は運用基準を定める ことができる。 2 前項の細則又は運用基準を定め、変更 し、又は廃止しようとするときは、 <u>公正取</u> 引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出 るものとする。	
附則 この規約の変更は、規約の変更について公 正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示 があった日から施行する。	附則 この施行規則の変更は、規約の変更につい て公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の 告示があった日から施行する。	附則 この運用基準の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告 示があった日から施行する。